

本保発第22号
平成26年5月14日

本庄市国民健康保険運営協議会
会長 柿沼光男様

本庄市長 吉田信解



諮問書

本庄市国民健康保険条例第3条及び本庄市国民健康保険に関する規則第2条により、下記事項につきまして諮問をします。

記

1 諮問事項

本庄市国民健康保険事業における国民健康保険税の適正化について

(諮問の趣旨)

市町村の国民健康保険事業は、国民健康保険法第10条で特別会計で行うことが定められており、本市においても一般会計とは別に独立した経理を行っております。

しかしながら、国民健康保険の財政は、医療の高度化や高齢者の増加等により医療費・介護納付金・後期高齢者支援金が増大し、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況になっております。

こうした中、本市では、平成22年と24年に貴運営協議会に「国民健康保険税の適正化」について諮問し、「被保険者に十分配慮し税率を改定する」旨の答申をいただき、平成23年度と25年度の2回の税率改定を実施いたしました。この2回の改定により保険税収入は大きく増加し、国民健康保険財政は健全化に向けて前進いたしました。

今回は税率改定により改善されたものの、依然として一般会計からの法定外繰入金が消滅されていない状況でありますことから、引き続き国民健康保険財政の健全化を踏まえ、かつ、平成30年度に予定されております国民健康保険の県単位の広域化にも考慮した、保険税の適正化を検討いただきますよう諮問いたします。